

(愛媛県報令和5年12月26日第472号外1 別記2)

伊予灘における区画漁業及び共同漁業に 係る海区漁場計画の内容

1 免許番号 伊共第1号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 松山市安居島地先

イ 漁場の区域 松山市安居島の最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、わかめ漁業、ふのり漁業、いぎす漁業、もずく漁業、てんぐさ漁業、かき漁業、さざえ漁業、いがい漁業、みるくい漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、たこ漁業、なまこ漁業及びうに漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

ひじき漁業 〃

わかめ漁業 〃

ふのり漁業 〃

いぎす漁業 〃

もずく漁業 〃

てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで

かき漁業 1月1日から12月31日まで

さざえ漁業 〃

いがい漁業 〃

みるくい漁業 〃

あわび漁業 1月1日から10月31日まで

とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで

たこ漁業 〃

なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで

うに漁業 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区 松山市安居島

2 免許番号 伊共第2号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 松山市安居島地先

イ 漁場の区域 松山市安居島の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域

ウ 漁業の種類 第2種共同漁業（雑魚建網漁業）

エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区 松山市安居島

3 免許番号 伊共第3号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 松山市小安居島地先

イ 漁場の区域 松山市小安居島の最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、わかめ漁業、ふのり漁業、いぎす漁業、もずく漁業、てんぐさ漁業、かき漁業、さざえ漁業、いがい漁業、みるくい漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、たこ漁業、なまこ漁業及びうに漁業）

- エ 漁業時期
- あおさ漁業 1月1日から12月31日まで
 - ひじき漁業 〃
 - わかめ漁業 〃
 - ふのり漁業 〃
 - いぎす漁業 〃
 - もずく漁業 〃
 - てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで
 - かき漁業 1月1日から12月31日まで
 - さざえ漁業 〃
 - いがい漁業 〃
 - みるくい漁業 〃
 - あわび漁業 1月1日から10月31日まで
 - とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで
 - たこ漁業 〃
 - なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで
 - うに漁業 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 松山市安居島

4 免許番号 伊共第4号

- (1) 漁業権に関する事項
- ア 漁場の位置 松山市小安居島地先
 - イ 漁場の区域 松山市小安居島の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域
 - ウ 漁業の種類 第2種共同漁業（雑魚建網漁業）
 - エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
 - オ 関係地区 松山市安居島

5 免許番号 伊共第5号

- (1) 漁業権に関する事項
- ア 漁場の位置 松山市安居島地先
 - イ 漁場の区域
 - 点アを中心として半径150メートル以内の区域
 - 基点 A 松山市安居島大殿鼻
 - 点 ア Aから広島県尾久比島西端見通し1,600メートルの点
 - ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
 - エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
 - オ 関係地区 松山市安居島

6 免許番号 伊共第6号

- (1) 漁業権に関する事項
- ア 漁場の位置 松山市安居島地先
 - イ 漁場の区域
 - 点アを中心として半径150メートル以内の区域

- 基点 A 松山市安居島神子ノ鼻
点 ア Aから広島県大崎下島島頂見通し1,500メートルの点
ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
オ 関係地区 松山市安居島

7 免許番号 伊共第7号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 松山市安居島地先
イ 漁場の区域
点アを中心として半径200メートル以内の区域
基点 A 松山市安居島漁港棧橋付根の大岩
点 ア Aから松山市小安居島西端見通し625メートルの点
ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
オ 関係地区 松山市安居島

8 免許番号 伊共第8号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 松山市安居島地先
イ 漁場の区域
点アを中心として半径200メートル以内の区域
基点 A 広島県齋島南端
B 松山市と今治市との最大高潮時海岸線における境界（千波山嶽鼻）
点 ア Aから松山市白石（二ツ石）の中央見通し延長線とBから同市小安居島南端見通し延長線との交点
ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
オ 関係地区 松山市安居島

9 免許番号 伊共第9号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 松山市小安居島地先
イ 漁場の区域
点アを中心として半径150メートル以内の区域
基点 A 松山市小安居島カンヌの鼻
点 ア Aから今治市波方町梶取鼻見通し500メートルの点
ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
オ 関係地区 松山市安居島

10 免許番号 伊共第10号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 松山市小安居島地先
- イ 漁場の区域
 - 点アを中心として半径150メートル以内の区域
 - 基点 A 松山市小安居島カンヌの鼻
 - 点 ア Aから松山市浅海原汐出磯頂見通し800メートルの点
- ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 松山市安居島

11 免許番号 伊共第11号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置
 - 松山市浅海原、浅海本谷、磯河内、小川、大浦、片山、鹿峰、粟井河原、久保、下難波、北条辻、土手内、河野中須賀、府中、北条、柳原及び和田地先
- イ 漁場の区域
 - Aから松山市白石（二ツ石）見通し線とBから広島県倉橋島亀ヶ首見通し線との間の最大高潮時海岸線（松山市鹿島を含む）から500メートル以内の区域、松山市浅海原汐出磯頂を中心として半径300メートル以内の区域及び同市小鹿島、千霧岩及び寒戸玉理岩の最大高潮時海岸線から300メートル以内の区域。ただし、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次結んだ直線と最大高潮時海岸線とに囲まれた区域及びク、ケ、コ、サ、シ及びスの各点を順次結んだ直線に囲まれた区域を除く。
 - 基点 A 松山市と今治市との最大高潮時海岸線における境界（千波山嶽鼻）
 - B 松山市小川と同市堀江町との最大高潮時海岸線における境界
 - C 北条港灯台
 - 点 ア Cから180度30分490メートルの点
 - イ Cから177度30分686メートルの点
 - ウ Cから172度700メートルの点
 - エ Cから169度708メートルの点
 - オ Cから168度508メートルの点
 - カ Cから173度30分502メートルの点
 - キ Cから173度30分490メートルの点
 - ク Cから310度30分732メートルの点
 - ケ Cから307度760メートルの点
 - コ Cから303度678メートルの点
 - サ Cから303度630メートルの点
 - シ Cから303度30分600メートルの点
 - ス Cから307度648メートルの点
- ウ 漁業の種類
 - 第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、わかめ漁業、ふのり漁業、いぎす漁業、もずく漁業、てんぐさ漁業、かき漁業、あさり漁業、さざえ漁業、いがい漁業、まてがい漁業、みるくい漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、たこ漁業、なまこ漁業、うに漁業及びえむし漁業）
- エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで
 ひじき漁業 〃
 わかめ漁業 〃
 ふのり漁業 〃
 いぎす漁業 〃
 もずく漁業 〃
 てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで
 かき漁業 1月1日から12月31日まで
 あさり漁業 〃
 さざえ漁業 〃
 いがい漁業 〃
 まてがい漁業 〃
 みるくい漁業 〃
 あわび漁業 1月1日から10月31日まで
 とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで
 たこ漁業 〃
 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで
 うに漁業 1月1日から12月31日まで
 えむし漁業 〃

オ 関係地区

松山市浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、小川、尾儀原、小山田、大浦、大河内、大西谷、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、正岡神田、儀式、客、九川、久保、小川谷、河野高山、光洋台、立岩米之野、佐古、才之原、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、府中、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、柳原、横谷及び和田

12 免許番号 伊共第12号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置

松山市浅海原、浅海本谷、磯河内、小川、大浦、片山、鹿峰、粟井河原、久保、下難波、北条辻、土手内、河野中須賀、府中、北条、柳原及び和田地先

イ 漁場の区域

Aから松山市白石（二ツ石）見通し線とBから広島県倉橋島亀ヶ首見通し線との間の最大高潮時海岸線（松山市鹿島を含む）から1,500メートル以内の区域、松山市浅海原汐出磯頂を中心として半径300メートル以内の区域及び同市小鹿島、千霧岩及び寒戸玉理岩の最大高潮時海岸線から300メートル以内の区域。ただし、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次結んだ直線と最大高潮時海岸線とに囲まれた区域及びク、ケ、コ、サ、シ及びスの各点を順次結んだ直線に囲まれた区域を除く。

基点 A 松山市と今治市との最大高潮時海岸線における境界（千波山嶽鼻）

B 松山市小川と同市堀江町との最大高潮時海岸線における境界

C 北条港灯台

点 ア Cから180度30分490メートルの点

- イ Cから177度30分686メートルの点
- ウ Cから172度700メートルの点
- エ Cから169度708メートルの点
- オ Cから168度508メートルの点
- カ Cから173度30分502メートルの点
- キ Cから173度30分490メートルの点
- ク Cから310度30分732メートルの点
- ケ Cから307度760メートルの点
- コ Cから303度678メートルの点
- サ Cから303度630メートルの点
- シ Cから303度30分600メートルの点
- ス Cから307度648メートルの点

ウ 漁業の種類 第2種共同漁業（雑魚建網漁業）

エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区

松山市浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、小川、尾儀原、小山田、大浦、大河内、大西谷、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、正岡神田、儀式、客、九川、久保、小川谷、河野高山、光洋台、立岩米之野、佐古、才之原、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、府中、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、柳原、横谷及び和田

13 免許番号 伊共第13号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 松山市大浦こもが鼻地先

イ 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 松山市大浦こもが鼻

点 ア Aから松山市小安居島島頂見通し1,200メートルの点

ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）

エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区

松山市磯河内、猪木、院内、牛谷、小川、尾儀原、小山田、大浦、大河内、大西谷、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、正岡神田、儀式、客、九川、久保、小川谷、河野高山、光洋台、立岩米之野、佐古、才之原、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、八反地、平林、府中、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、柳原、横谷及び和田

14 免許番号 伊共第14号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 松山市波妻鼻地先

イ 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 松山市大浦波妻鼻

点 ア Aから松山市野忽那島金刀比羅鼻見通し2,300メートルの点

ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）

エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区

松山市磯河内、猪木、院内、牛谷、小川、尾儀原、小山田、大浦、大河内、大西谷、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、正岡神田、儀式、客、九川、久保、小川谷、河野高山、光洋台、立岩米之野、佐古、才之原、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、八反地、平林、府中、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、柳原、横谷及び和田

15 免許番号 伊共第15号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 松山市波妻鼻地先

イ 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 松山市大浦波妻鼻

点 ア Aから松山市興居島頭崎見通し2,200メートルの点

ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）

エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区

松山市磯河内、猪木、院内、牛谷、小川、尾儀原、小山田、大浦、大河内、大西谷、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、正岡神田、儀式、客、九川、久保、小川谷、河野高山、光洋台、立岩米之野、佐古、才之原、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、八反地、平林、府中、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、柳原、横谷及び和田

16 免許番号 伊共第16号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 松山市柳原地先

イ 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 松山市柳原漁港北側防波堤北側突端

点 ア Aから松山市小鹿島島頂見通し700メートルの点

ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）

エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区

松山市磯河内、猪木、院内、牛谷、小川、尾儀原、小山田、大浦、大河内、大西谷、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、正岡神田、儀式、客、九川、久保、小川谷、河野高山、光洋台、立岩米之野、佐古、才之原、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、

苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、八反地、平林、府中、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、柳原、横谷及び和田

17 免許番号 伊共第17号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 松山市柳原地先

イ 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 松山市柳原漁港北側防波堤北側突端

点 ア Aから松山市野忽那島金刀比羅鼻見通し1,800メートルの点

ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）

エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区

松山市磯河内、猪木、院内、牛谷、小川、尾儀原、小山田、大浦、大河内、大西谷、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、栗井河原、正岡神田、儀式、客、九川、久保、小川谷、河野高山、光洋台、立岩米之野、佐古、才之原、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、八反地、平林、府中、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、柳原、横谷及び和田

18 免許番号 伊共第18号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 松山市野忽那島地先

イ 漁場の区域

松山市野忽那島の最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域。ただし、ア、イを結んだ延長線以西の区域を除く。

基点 A 松山市野忽那島下栗崎

B 松山市野忽那島阿弥陀仏鼻

点 ア Aから松山市睦月島大谷水路口見通し線の中央点

イ Bから松山市睦月島梅ノ子鼻見通し線の中央点

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、わかめ漁業、ふのり漁業、もずく漁業、いぎす漁業、かき漁業、あさり漁業、さざえ漁業、いがい漁業、しゃこ漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、たこ漁業、なまこ漁業及びうに漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

ひじき漁業 〃

てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで

わかめ漁業 1月1日から12月31日まで

ふのり漁業 〃

もずく漁業 〃

いぎす漁業 〃

- かき漁業 〃
- あさり漁業 〃
- さざえ漁業 〃
- いがい漁業 〃
- しゃこ漁業 〃
- あわび漁業 1月1日から10月31日まで
- とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで
- たこ漁業 〃
- なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで
- うに漁業 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 松山市野忽那

19 免許番号 伊共第19号

- (1) 漁業権に関する事項
 - ア 漁場の位置 松山市野忽那島地先
 - イ 漁場の区域
 - 松山市野忽那島の最大高潮時海岸線から1,100メートル以内の区域。ただし、ア、イを結んだ延長線以西の区域を除く。
 - 基点 A 松山市野忽那島下栗崎
 - B 松山市野忽那島阿弥陀仏鼻
 - 点 ア Aから松山市睦月島大谷水路口見通し線の中央点
 - イ Bから松山市睦月島梅ノ子鼻見通し線の中央点
 - ウ 漁業の種類 第2種共同漁業（雑魚建網漁業）
 - エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
 - オ 関係地区 松山市野忽那

20 免許番号 伊共第20号

- (1) 漁業権に関する事項
 - ア 漁場の位置 松山市野忽那島地先
 - イ 漁場の区域
 - 点アを中心として半径270メートル以内の区域
 - 基点 A 松山市高浜町四十島島頂
 - B 松山市睦月島梅ノ子鼻
 - 点 ア Aから松山市興居島頭崎見通し延長線とBから同市野忽那島下栗崎見通し延長線との交点
 - ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
 - エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
 - オ 関係地区 松山市野忽那

21 免許番号 伊共第21号

- (1) 漁業権に関する事項
 - ア 漁場の位置 松山市野忽那島地先
 - イ 漁場の区域

点アを中心として半径200メートル以内の区域

基点 A 松山市野忽那島牛ヶ口鼻

B 松山市野忽那島下栗崎

点 ア Aから松山市由利島北端見通し線とBから同市興居島小富士山山頂見通し線との交点

ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）

エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区 松山市野忽那

22 免許番号 伊共第22号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 松山市野忽那島地先

イ 漁場の区域

点アを中心として半径200メートル以内の区域

基点 A 松山市野忽那島牛ヶ口鼻

B 松山市田ノ島北端

点 ア Aから松山市小安居島島頂見通し線とBから同市波妻鼻見通し線との交点

ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）

エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区 松山市野忽那

23 免許番号 伊共第23号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 松山市野忽那島地先

イ 漁場の区域

点アを中心として半径200メートル以内の区域

基点 A 松山市野忽那島皿山崎（標識）

B 松山市田ノ島東端

点 ア Aから松山市安居島西端見通し線とBから松山市沖ノ孤島島頂見通し線との交点

ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）

エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区 松山市野忽那

24 免許番号 伊共第24号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 松山市野忽那島地先

イ 漁場の区域

点アを中心として半径270メートル以内の区域

基点 A 松山市小館場島東端

B 松山市陸月島甫崎の標識

点 ア Aから松山市中島粟井歌崎見通し延長線とBから同市野忽那島阿弥陀仏鼻見通し延長線との交点

- ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
オ 関係地区 松山市野忽那

25 免許番号 伊共第25号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 松山市陸月島地先

イ 漁場の区域

松山市陸月島の最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域。ただし、Aから同市興居島西端見通し線とBから同市安居島西端見通し線以西の区域及びア、イを結んだ延長線以東の区域を除く。

基点 A 松山市中島大浦長崎鼻

B 松山市小浜セノ鼻

C 松山市陸月島大谷水路口

D 松山市陸月島梅ノ子鼻

点 ア Cから松山市野忽那島下栗崎（大落崎）見通し線の中央点

イ Dから松山市野忽那島阿弥陀仏鼻見通し線の中央点

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、わかめ漁業、ふのり漁業、もずく漁業、いぎす漁業、かき漁業、あさり漁業、さざえ漁業、いがい漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、たこ漁業、なまこ漁業、うに漁業、しゃこ漁業及びばていら漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

ひじき漁業 〃

てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで

わかめ漁業 1月1日から12月31日まで

ふのり漁業 〃

もずく漁業 〃

いぎす漁業 〃

かき漁業 〃

あさり漁業 〃

さざえ漁業 〃

いがい漁業 〃

あわび漁業 1月1日から10月31日まで

とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで

たこ漁業 〃

なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで

うに漁業 1月1日から12月31日まで

しゃこ漁業 〃

ばていら漁業 〃

オ 関係地区 松山市陸月

26 免許番号 伊共第26号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 松山市陸月島地先

イ 漁場の区域

松山市陸月島の最大高潮時海岸線から1,100メートル以内の区域。ただし、Aから同市興居島西端見通し線とBから同市安居島西端見通し線以西の区域及びア、イを結んだ延長線以東の区域を除く。

基点 A 松山市中島大浦長崎鼻

B 松山市小浜セノ鼻

C 松山市陸月島大谷水路口

D 松山市陸月島梅ノ子鼻

点 ア Cから松山市野忽那島下栗崎（大落崎）見通し線の中央点

イ Dから松山市野忽那島阿弥陀仏鼻見通し線の中央点

ウ 漁業の種類 第2種共同漁業（雑魚建網漁業）

エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区 松山市陸月

27 免許番号 伊共第27号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 松山市陸月島崩鼻地先

イ 漁場の区域

点アを中心として半径140メートル以内の区域

基点 A 松山市陸月140番地1地先護岸の標識

B 松山市小浜屋形石鼻

点 ア Aから松山市小市島東端見通し線とBから同市興居島頭崎見通し線との交点

ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）

エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区 松山市陸月

28 免許番号 伊共第28号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 松山市中島大浦、小浜、長師及び宮野地先

イ 漁場の区域

Aから今治市と松山市との最大高潮時海岸線における境界（千波山嶽鼻）見通し線とBから松山市興居島戸ノ浦鼻西端見通し線との間の最大高潮時海岸線から540メートル以内との区域及び高島及び殿島の最大高潮時海岸線から370メートル以内の区域。ただし、ア、イ及びウを順次結んだ延長線以東の区域を除く。

基点 A 松山市中島大浦と同市中島栗井との最大高潮時海岸線における境界

B 松山市宮野と同市神浦との最大高潮時海岸線における境界

C 松山市中島大浦長崎鼻

D 松山市小浜セノ鼻

E 松山市小浜屋形石鼻

点 ア Cから松山市波妻鼻見通し線とDから同市安居島西端見通し線との交点

イ Cから松山市興居島戸ノ浦鼻西端見通し線とDから同市安居島西端見通し線との交点

ウ Cから松山市興居島戸ノ浦鼻西端見通し線とEから同市高浜経ヶ森山山頂見通し線との交点

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、わかめ漁業、ふのり漁業、あらめ漁業、いぎす漁業、かき漁業、あさり漁業、さざえ漁業、いがい漁業、しゃこ漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、たこ漁業、なまこ漁業、うに漁業及びえむし漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

ひじき漁業 〃

てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで

わかめ漁業 1月1日から12月31日まで

ふのり漁業 〃

あらめ漁業 〃

いぎす漁業 〃

かき漁業 〃

あさり漁業 〃

さざえ漁業 〃

いがい漁業 〃

しゃこ漁業 〃

あわび漁業 1月1日から10月31日まで

とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで

たこ漁業 〃

なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで

うに漁業 1月1日から12月31日まで

えむし漁業 〃

オ 関係地区 松山市中島大浦、小浜、長師及び宮野

29 免許番号 伊共第29号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 松山市中島大浦、小浜、長師及び宮野地先

イ 漁場の区域

Aから今治市と松山市との最大高潮時海岸線における境界（千波山嶽鼻）見通し線とBから松山市興居島戸ノ浦鼻西端見通し線との間の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域及び高島及び殿島の最大高潮時海岸線から370メートル以内の区域。ただし、ア、イ及びウを順次結んだ延長線以東を除く。

基点 A 松山市中島大浦と同市中島栗井との最大高潮時海岸線における境界

B 松山市宮野と同市神浦との最大高潮時海岸線における境界

C 松山市中島大浦長崎鼻

D 松山市小浜セノ鼻

E 松山市小浜屋形石鼻

点 ア Cから松山市波妻見通し線とDから同市安居島西端見通し線との交点

イ Cから松山市興居島戸ノ浦鼻西端見通し線とDから同市安居島西端見通し線との交点

ウ Cから松山市興居島戸ノ浦鼻西端見通し線とEから同市高浜経ヶ森山山頂見通し線との交点

ウ 漁業の種類 第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業及び雑魚建網漁業）

エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区 松山市中島大浦、小浜、長師及び宮野

30 免許番号 伊共第30号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 松山市神浦地先

イ 漁場の区域

Aから松山市興居島戸ノ浦鼻西端見通し線とBから同市二神島水尻鼻見通し線との間の最大高潮時海岸線から540メートル以内の区域

基点 A 松山市神浦と同市宮野との最大高潮時海岸線における境界

B 松山市神浦と同市宇和間との最大高潮時海岸線における境界

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、わかめ漁業、ふのり漁業、いぎす漁業、かき漁業、あさり漁業、さざえ漁業、いがい漁業、しゃこ漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、たこ漁業、なまこ漁業、うに漁業及びえむし漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

ひじき漁業 〃

てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで

わかめ漁業 1月1日から12月31日まで

ふのり漁業 〃

いぎす漁業 〃

かき漁業 〃

あさり漁業 〃

さざえ漁業 〃

いがい漁業 〃

しゃこ漁業 〃

あわび漁業 1月1日から10月31日まで

とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで

たこ漁業 〃

なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで

うに漁業 1月1日から12月31日まで

えむし漁業 〃

オ 関係地区 松山市神浦

31 免許番号 伊共第31号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 松山市神浦地先

- イ 漁場の区域 松山市神浦フグリ岩の最大高潮時海岸線から300メートル以内の区域
- ウ 漁業の種類
 - 第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、わかめ漁業、ふのり漁業、かき漁業、さざえ漁業、いがい漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、たこ漁業、なまこ漁業及びうに漁業）
- エ 漁業時期
 - あおさ漁業 1月1日から12月31日まで
 - ひじき漁業 〃
 - てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで
 - わかめ漁業 1月1日から12月31日まで
 - ふのり漁業 〃
 - かき漁業 〃
 - さざえ漁業 〃
 - いがい漁業 〃
 - あわび漁業 1月1日から10月31日まで
 - とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで
 - たこ漁業 〃
 - なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで
 - うに漁業 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 松山市神浦

32 免許番号 伊共第32号

- (1) 漁業権に関する事項
 - ア 漁場の位置 松山市神浦地先
 - イ 漁場の区域
 - Aから松山市興居島戸ノ浦鼻西端見通し線とBから同市二神島水尻鼻見通し線との間の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域及び同市神浦フグリ岩の最大高潮時海岸線から300メートル以内の区域
 - 基点 A 松山市神浦と同市宮野との最大高潮時海岸線における境界
 - B 松山市神浦と同市宇和間との最大高潮時海岸線における境界
 - ウ 漁業の種類 第2種共同漁業（雑魚建網漁業）
 - エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
 - オ 関係地区 松山市神浦

33 免許番号 伊共第33号

- (1) 漁業権に関する事項
 - ア 漁場の位置 松山市神浦赤崎地先
 - イ 漁場の区域
 - 点アを中心として半径140メートル以内の区域
 - 基点 A 松山市長師スネノモト防波堤西側付根
 - B 松山市クダコ島北端
 - 点 ア Aから松山市小市島北端見通し線とBから同市神浦赤崎見通し延長線との交点

- ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 松山市神浦

34 免許番号 伊共第34号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 松山市神浦地先
- イ 漁場の区域
点アを中心として半径150メートル以内の区域
基点 A 松山市神浦2855番地2の標識
点 ア Aから松山市横島東端見通し300メートルの点
- ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 松山市神浦

35 免許番号 伊共第35号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置
松山市中島粟井、畑里、饒、吉木、熊田及び宇和間地先
- イ 漁場の区域
Aから今治市と松山市との最大高潮時海岸線における境界（千波山嶽鼻）見通し線とBから松山市二神島水尻鼻見通し線との間の最大高潮時海岸線から540メートル以内の区域及び松山市沖ノ孤島の最大高潮時海岸線から100メートル以内の区域
基点 A 松山市中島粟井と同市中島大浦との最大高潮時海岸線における境界
B 松山市神浦と同市宇和間との最大高潮時海岸線における境界
- ウ 漁業の種類
第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、わかめ漁業、ふのり漁業、あらめ漁業、うみぞうめん漁業、かき漁業、あさり漁業、さざえ漁業、いがい漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、たこ漁業、なまこ漁業、うに漁業及びえむし漁業）
- エ 漁業時期
あおさ漁業 1月1日から12月31日まで
ひじき漁業 〃
てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで
わかめ漁業 1月1日から12月31日まで
ふのり漁業 〃
あらめ漁業 〃
うみぞうめん漁業 4月1日から7月31日まで
かき漁業 1月1日から12月31日まで
あさり漁業 〃
さざえ漁業 〃
いがい漁業 〃
あわび漁業 1月1日から10月31日まで
とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで
 ひじき漁業 〃
 てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで
 わかめ漁業 1月1日から12月31日まで
 ふのり漁業 〃
 いぎす漁業 〃
 あらめ漁業 〃
 うみぞうめん漁業 4月1日から7月31日まで
 かき漁業 1月1日から12月31日まで
 さざえ漁業 〃
 いがい漁業 〃
 あわび漁業 1月1日から10月31日まで
 とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで
 たこ漁業 〃
 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで
 うに漁業 1月1日から12月31日まで
 雑魚建網漁業 〃

オ 関係地区 松山市中島栗井、畑里、饒、吉木、熊田、宇和間、上怒和及び元怒和

39 免許番号 伊共第39号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 松山市クダコ島地先

イ 漁場の区域

点アを中心として半径90メートル以内の区域

基点 A 松山市クダコ島南鼻

B 松山市怒和島丸山山頂

点 ア Aから松山市上二子島東端見通し線とBから同市二神島羽ノ串鼻見通し線との交点

ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）

エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区 松山市中島栗井、畑里、饒、吉木、熊田、宇和間、上怒和及び元怒和

40 免許番号 伊共第40号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 松山市大館場島及び小館場島地先

イ 漁場の区域

松山市大館場島及び小館場島の最大高潮時海岸線から540メートル以内の区域

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、わかめ漁業、ふのり漁業、あらめ漁業、うみぞうめん漁業、かき漁業、さざえ漁業、いがい漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、たこ漁業、なまこ漁業、うに漁業及びえむし漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

- ひじき漁業 〃
- てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで
- わかめ漁業 1月1日から12月31日まで
- ふのり漁業 〃
- あらめ漁業 〃
- うみぞうめん漁業 4月1日から7月31日まで
- かき漁業 1月1日から12月31日まで
- さざえ漁業 〃
- いがい漁業 〃
- あわび漁業 1月1日から10月31日まで
- とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで
- たこ漁業 〃
- なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで
- うに漁業 1月1日から12月31日まで
- えむし漁業 〃
- オ 関係地区 松山市中島栗井、畑里、饒、吉木、熊田及び宇和間

41 免許番号 伊共第41号

- (1) 漁業権に関する事項
 - ア 漁場の位置 松山市大館場島及び小館場島地先
 - イ 漁場の区域
松山市大館場島及び小館場島の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域
 - ウ 漁業の種類 第2種共同漁業（雑魚建網漁業）
 - エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
 - オ 関係地区 松山市中島栗井、畑里、饒、吉木、熊田及び宇和間

42 免許番号 伊共第42号

- (1) 漁業権に関する事項
 - ア 漁場の位置 松山市怒和島地先
 - イ 漁場の区域
松山市怒和島の最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域。ただし、同市二神島能崎から広島県呉市倉橋町鹿老渡東防波堤の基部見通し線以西の区域を除く。
 - ウ 漁業の種類
第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、わかめ漁業、ふのり漁業、いぎす漁業、あらめ漁業、うみぞうめん漁業、かき漁業、さざえ漁業、いがい漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、あかにし漁業、たこ漁業、なまこ漁業、うに漁業、えむし漁業及びしゃこ漁業）
第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業）
 - エ 漁業時期
 - あおさ漁業 1月1日から12月31日まで
 - ひじき漁業 〃
 - てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで
 - わかめ漁業 1月1日から12月31日まで

- ふのり漁業 〃
- いぎす漁業 〃
- あらめ漁業 〃
- うみぞうめん漁業 4月1日から7月31日まで
- かき漁業 1月1日から12月31日まで
- さざえ漁業 〃
- いがい漁業 〃
- あわび漁業 1月1日から10月31日まで
- とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで
- あかにし漁業 〃
- たこ漁業 〃
- なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで
- うに漁業 1月1日から12月31日まで
- えむし漁業 〃
- しゃこ漁業 〃
- 雑魚小型定置漁業 〃
- オ 関係地区 松山市上怒和及び元怒和

43 免許番号 伊共第43号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 松山市怒和島地先

イ 漁場の区域

松山市怒和島の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域。ただし、同市二神島能崎から広島県呉市倉橋町鹿老渡東防波堤の基部見通し線以西の区域、松山市クダコ島の最大高潮時海岸線から250メートル以内の区域及び同市上二子島及び下二子島の最大高潮時海岸線から150メートル以内の区域を除く。

ウ 漁業の種類 第2種共同漁業（雑魚建網漁業）

エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区 松山市上怒和及び元怒和

44 免許番号 伊共第44号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 松山市上二子島及び下二子島地先

イ 漁場の区域

松山市上二子島及び下二子島の最大高潮時海岸線から150メートル以内の区域

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、わかめ漁業、ふのり漁業、いぎす漁業、あらめ漁業、さざえ漁業、いがい漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、たこ漁業、なまこ漁業及びうに漁業）

第2種共同漁業（雑魚建網漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

ひじき漁業 〃

- てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで
- わかめ漁業 1月1日から12月31日まで
- ふのり漁業 〃
- いぎす漁業 〃
- あらめ漁業 〃
- さざえ漁業 〃
- いがい漁業 〃
- あわび漁業 1月1日から10月31日まで
- とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで
- たこ漁業 〃
- なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで
- うに漁業 1月1日から12月31日まで
- 雑魚建網漁業 〃
- オ 関係地区 松山市元怒和、上怒和及び二神

45 免許番号 伊共第45号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 松山市怒和島地先
- イ 漁場の区域
 - 点アを中心として半径130メートル以内の区域
 - 基点 A 松山市上怒和と同市元怒和との最大高潮時海岸線における南部境界から海岸線に沿って上怒和側50メートルの地点に設置された標識
 - 点 ア Aから松山市宇和間部屋ノ鼻見通し300メートルの点
- ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 松山市上怒和及び元怒和

46 免許番号 伊共第46号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 松山市怒和島風切鼻地先
- イ 漁場の区域
 - 点アを中心として半径130メートル以内の区域
 - 基点 A 松山市怒和島風切鼻
 - 点 ア Aから松山市安居島西端見通し700メートルの点
- ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 松山市上怒和及び元怒和

47 免許番号 伊共第47号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 松山市津和地島地先
- イ 漁場の区域
 - 松山市津和地島及び流児島の最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域及び同市小

児島及び竹ノ子島の周辺300メートル以内の区域。ただし、同市二神島能崎から広島県呉市倉橋町鹿老渡東防波堤基部見通し線以東の区域及び松山市二神島水尻鼻から山口県柱島妙見鼻見通し線以西の区域を除く。

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、わかめ漁業、ふのり漁業、もずく漁業、いぎす漁業、さざえ漁業、かき漁業、いがい漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、ながにし漁業、あかにし漁業、あさり漁業、たこ漁業、なまこ漁業、うに漁業、えむし漁業及びしゃこ漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
ひじき漁業	〃
てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
ふのり漁業	〃
もずく漁業	〃
いぎす漁業	〃
さざえ漁業	〃
かき漁業	〃
いがい漁業	〃
あわび漁業	1月1日から10月31日まで
とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
ながにし漁業	〃
あかにし漁業	〃
あさり漁業	〃
たこ漁業	〃
なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
えむし漁業	〃
しゃこ漁業	〃

オ 関係地区 松山市津和地

48 免許番号 伊共第48号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 松山市津和地島地先

イ 漁場の区域

松山市津和地島及び流児島の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域及び同市小児島の最大高潮時海岸線から800メートル以内の区域。ただし、同市二神島能崎から広島県呉市倉橋町鹿老渡東防波堤基部見通し線以東の区域及び松山市二神島水尻鼻から山口県柱島妙見鼻見通し線以西の区域を除く。

ウ 漁業の種類 第2種共同漁業（雑魚建網漁業）

エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区 松山市津和地

49 免許番号 伊共第49号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 松山市津和地島空山鼻地先
- イ 漁場の区域
点アを中心として半径150メートル以内の区域
基点 A 松山市津和地島空山鼻
点 ア Aから広島県横島西端見通し1,800メートルの点
- ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 松山市津和地

50 免許番号 伊共第50号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 松山市津和地島剣ノ鼻地先
- イ 漁場の区域
点アを中心として半径50メートル以内の区域
基点 A 松山市津和地島剣ノ鼻
点 ア Aから山口県柱島新宮見通し1,500メートルの点
- ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 松山市津和地

51 免許番号 伊共第51号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置
松山市二神島、横島及び中島（ナカシマ）地先
- イ 漁場の区域
松山市二神島、横島及び中島（ナカシマ）の最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域
- ウ 漁業の種類
第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、わかめ漁業、ふのり漁業、うみぞうめん漁業、いぎす漁業、さざえ漁業、かき漁業、いがい漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、いしだたみ漁業、こしだかがんがら漁業、たこ漁業、なまこ漁業、うに漁業、えむし漁業及びしゃこ漁業）
第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業）
- エ 漁業時期
あおさ漁業 1月1日から12月31日まで
ひじき漁業 〃
てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで
わかめ漁業 1月1日から12月31日まで
ふのり漁業 〃
うみぞうめん漁業 4月1日から7月31日まで
いぎす漁業 1月1日から12月31日まで

さざえ漁業	〃
かき漁業	〃
いがい漁業	〃
あわび漁業	1月1日から10月31日まで
とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
いしだたみ漁業	〃
こしだかがんがら漁業	〃
たこ漁業	〃
なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
えむし漁業	〃
しゃこ漁業	〃
雑魚小型定置漁業	〃
オ 関係地区	松山市二神

52 免許番号 伊共第52号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置	松山市鴨背島地先
イ 漁場の区域	松山市鴨背島の最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域
ウ 漁業の種類	第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、わかめ漁業、ふのり漁業、さざえ漁業、かき漁業、いがい漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、たこ漁業、なまこ漁業、うに漁業、えむし漁業及びしゃこ漁業） 第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業）
エ 漁業時期	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 〃 てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで わかめ漁業 1月1日から12月31日まで ふのり漁業 〃 さざえ漁業 〃 かき漁業 〃 いがい漁業 〃 あわび漁業 1月1日から10月31日まで とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで たこ漁業 〃 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで えむし漁業 〃 しゃこ漁業 〃 雑魚小型定置漁業 〃
オ 関係地区	松山市二神

53 免許番号 伊共第53号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 松山市二神島地先

イ 漁場の区域

松山市二神島及び横島の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域及び同市鴨背島及び中島（ナカシマ）の最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域

ウ 漁業の種類 第2種共同漁業（雑魚建網漁業）

エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区 松山市二神

54 免許番号 伊共第54号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 松山市小市島地先

イ 漁場の区域 松山市小市島の最大高潮時海岸線から200メートル以内の区域

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、わかめ漁業、ふのり漁業、うみぞうめん漁業、さざえ漁業、かき漁業、いがい漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、たこ漁業、なまこ漁業、うに漁業、えむし漁業及びしゃこ漁業）

第2種共同漁業（雑魚建網漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

ひじき漁業 〃

てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで

わかめ漁業 1月1日から12月31日まで

ふのり漁業 〃

うみぞうめん漁業 4月1日から7月31日まで

さざえ漁業 1月1日から12月31日まで

かき漁業 〃

いがい漁業 〃

あわび漁業 1月1日から10月31日まで

とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで

たこ漁業 〃

なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで

うに漁業 1月1日から12月31日まで

えむし漁業 〃

しゃこ漁業 〃

雑魚建網漁業 〃

オ 関係地区 松山市二神

55 免許番号 伊共第55号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 松山市由利島地先

イ 漁場の区域 松山市由利島の最大高潮時海岸線から200メートル以内の区域

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、わかめ漁業、ふのり漁業、うみぞうめん漁業、いぎす漁業、さざえ漁業、かき漁業、いがい漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、いしだたみ漁業、こしだかがんがら漁業、たこ漁業、なまこ漁業、うに漁業及びえむし漁業）

第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで
ひじき漁業 〃
てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで
わかめ漁業 1月1日から12月31日まで
ふのり漁業 〃
うみぞうめん漁業 4月1日から7月31日まで
いぎす漁業 1月1日から12月31日まで
さざえ漁業 〃
かき漁業 〃
いがい漁業 〃
あわび漁業 1月1日から10月31日まで
とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで
いしだたみ漁業 〃
こしだかがんがら漁業 〃
たこ漁業 〃
なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで
うに漁業 1月1日から12月31日まで
えむし漁業 〃
雑魚小型定置漁業 〃

オ 関係地区 松山市二神

56 免許番号 伊共第56号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 松山市由利島地先
イ 漁場の区域 松山市由利島の最大高潮時海岸線から1,500メートル以内の区域
ウ 漁業の種類 第2種共同漁業（雑魚建網漁業）
エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
オ 関係地区 松山市二神

57 免許番号 伊共第57号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 松山市堀江町地先
イ 漁場の区域
点アを中心として半径50メートル以内の区域
基点 A 松山市堀江町と市小川との最大高潮時海岸線における境界
点 ア Aから松山市和気町犬ノ頭島見通し450メートルの点

- ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 松山市堀江町

58 免許番号 伊共第58号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 松山市堀江町地先
- イ 漁場の区域

Aから広島県倉橋島亀ヶ首見通し線とBから松山市野忽那島牛ヶ口鼻見通し線との間の最大高潮時海岸線から1,100メートル以内の区域

基点 A 松山市堀江町と同市小川との最大高潮時海岸線における境界

B 松山市和気町2丁目上人堂川尻の最大高潮時海岸線における左岸端

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、わかめ漁業、もずく漁業、さざえ漁業、かき漁業、あさり漁業、あかがい漁業、いがい漁業、とりがい漁業、みるくい漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、なまこ漁業、うに漁業及びえむし漁業）

第2種共同漁業（雑魚建網漁業及びぼら張切網漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

ひじき漁業 〃

てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで

わかめ漁業 1月1日から12月31日まで

もずく漁業 〃

さざえ漁業 〃

かき漁業 〃

あさり漁業 〃

あかがい漁業 〃

いがい漁業 〃

とりがい漁業 〃

みるくい漁業 〃

あわび漁業 1月1日から10月31日まで

とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで

なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで

うに漁業 1月1日から12月31日まで

えむし漁業 〃

雑魚建網漁業 〃

ぼら張切網漁業 〃

オ 関係地区 松山市堀江町

59 免許番号 伊共第59号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 松山市和気地先
- イ 漁場の区域

Aから松山市野忽那島牛ヶ口鼻見通し線とBから同市興居島頭崎見通し線との間の最大高潮時海岸線から1,100メートル以内の区域。ただし、Cア、アイ及びイDの3直線以内の区域（昭和47年5月1日四国電力株式会社松山発電所と和気漁業協同組合ほか1組合が締結した「灰捨場埋立工事に伴う漁業補償契約」に基づく補償区域）を除く。

基点 A 松山市和気町2丁目上人堂川尻の最大高潮時海岸線における左岸端

B 松山市高浜町6丁目白石ノ鼻大岩上に設置した標識

C 四国電力株式会社松山発電所跡地東側護岸東北端

D 四国電力株式会社松山発電所跡地西端公有水面埋立免許境界杭

点 ア Cから四国電力株式会社松山発電所跡地東側護岸延長線上88メートルの点

イ Dから松山市野忽那島牛ヶ口鼻見通し線上62メートルの点

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、さざえ漁業、かき漁業、あさり漁業、あかがい漁業、いがい漁業、とりがい漁業、はまぐり漁業、みるくい漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、なまこ漁業、うに漁業及びえむし漁業）

第2種共同漁業（雑魚建網漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

ひじき漁業 〃

てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで

さざえ漁業 1月1日から12月31日まで

かき漁業 〃

あさり漁業 〃

あかがい漁業 〃

いがい漁業 〃

とりがい漁業 〃

はまぐり漁業 10月1日から翌4月30日まで

みるくい漁業 1月1日から12月31日まで

あわび漁業 1月1日から10月31日まで

とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで

なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで

うに漁業 1月1日から12月31日まで

えむし漁業 〃

雑魚建網漁業 〃

オ 関係地区 松山市和気町、勝岡町及び馬木町

60 免許番号 伊共第60号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 松山市泊町、由良町及び門田町地先

イ 漁場の区域

イア、アウ、ウエ及びエオの4直線及びAD間の西側（松山市釣島を含む）最大高潮時海岸線から1,090メートルの線と松山市興居島及び同市釣島の最大高潮時海岸線から1,090メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、たこ漁業については、Aから松山市四十島島頂見通し線と興居島頭崎から白石ノ鼻見通し線との間の区域を除く。

- 基点 A 松山市興居島黒崎
 B 松山市興居島城ノ鼻
 C 松山市興居島弁天鼻
 D 松山市興居島頭崎
- 点 ア Aから松山市四十島島頂とを結ぶ直線の中央点
 イ Cからア見通し延長線とAから1,090メートルの線との交点
 ウ Bから松山市鹿島西南端見通し線とCからア見通し線との交点
 エ Aから広島県齋島西端見通し線とBから松山市鹿島西南端見通し線との交点
 オ Aから広島県齋島西端見通し線とDから松山市高浜白石ノ鼻見通し線との交点

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、わかめ漁業、もずく漁業、さざえ漁業、かき漁業、あさり漁業、いがい漁業、あかがい漁業、とりがい漁業、みるくい漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、たこ漁業、なまこ漁業、うに漁業及びえむし漁業）
 第2種共同漁業（雑魚建網漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで
 ひじき漁業 〃
 てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで
 わかめ漁業 1月1日から12月31日まで
 もずく漁業 〃
 さざえ漁業 〃
 かき漁業 〃
 あさり漁業 〃
 いがい漁業 〃
 あかがい漁業 〃
 とりがい漁業 〃
 みるくい漁業 〃
 あわび漁業 1月1日から10月31日まで
 とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで
 たこ漁業 〃
 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで
 うに漁業 1月1日から12月31日まで
 えむし漁業 〃
 雑魚建網漁業 〃

オ 関係地区 松山市泊町、由良町及び門田町

61 免許番号 伊共第61号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 松山市高浜地先

イ 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオBの6直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、昭和53年12月1日締結の「松山港地先における漁業補償契約

書」に記載の区域及び昭和56年10月12日付けで愛媛県と高浜町漁業協同組合外1組合が締結した「漁業補償契約書」に記載の区域並びに昭和62年11月6日付けで愛媛県と高浜町漁業協同組合外1組合が締結した「漁業補償契約書」に記載の区域を除く。

基点 A 松山市高浜町6丁目白石ノ鼻大岩上に設置した標識

B 松山市港山町明神鼻標柱

C 松山市興居島黒崎

D 松山市興居島城ノ鼻

E 松山市興居島弁天鼻

点 ア Aから松山市興居島頭崎見通し1,100メートルの点

イ Cから広島県斎島西端見通し線とDから松山市鹿島西南端見通し線との交点

ウ Dから松山市鹿島西南端見通し線とEからエ見通し線との交点

エ Cから松山市四十島島頂とを結んだ直線の中央点

オ Bから山口県小水無瀬島島頂見通し線とEからエ見通し延長線との交点

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、わかめ漁業、さざえ漁業、かき漁業、あさり漁業、いがい漁業、たいらぎ漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、なまこ漁業、うに漁業及びえむし漁業）

第2種共同漁業（雑魚建網漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

ひじき漁業 〃

てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで

わかめ漁業 1月1日から12月31日まで

さざえ漁業 〃

かき漁業 〃

あさり漁業 〃

いがい漁業 〃

たいらぎ漁業 〃

あわび漁業 1月1日から10月31日まで

とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで

なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで

うに漁業 1月1日から12月31日まで

えむし漁業 〃

雑魚建網漁業 〃

オ 関係地区

松山市高浜町1丁目から6丁目、梅津寺町、港山町、松ノ木1丁目から2丁目、石風呂町及び新浜町

62 免許番号 伊共第62号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 松山市三津浜地先

イ 漁場の区域

Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区

域。ただし、松山市三津外防波堤ドルフィンと同市三津貯木場防波堤付根南端とを結んだ直線以内の区域、同市三津貯木場防波堤突端と三津3丁目地先護岸防波堤南西端とを結んだ直線以内の区域及び同市三津内港渡船場護岸標識2点を結んだ直線以内の区域及び昭和45年12月18日締結の「松山港地先における漁業補償契約書」及び昭和53年11月6日付けで松山市と松山市漁業協同組合外2組合が締結した「漁業権補償覚書」記載の区域、昭和55年12月25日付けで愛媛県と松山市漁業協同組合外2組合が締結した「漁業補償契約書」に記載の区域及び昭和59年3月13日付けで日本石油株式会社と松山市漁業協同組合外2組合が締結した「協定書」に記載の区域並びに昭和61年5月7日付けで愛媛県と松山市漁業協同組合外2組合が締結した「松山港外港第2ふ頭等漁業補償契約書」に記載の区域及び平成7年5月19日付けで愛媛県と松山市漁業協同組合外2組合が締結した「松山港（外港地区・吉田浜地区）港湾整備事業に伴う漁業補償契約書」に記載の区域及び令和3年12月24日付けで四国地方整備局松山港湾・空港整備事務所と松山市漁業協同組合ほか愛媛県漁業協同組合2支所が締結した「松山港外港地区国際物流ターミナル整備事業に伴う漁業補償契約書」に記載の地区を除く。さらに、第1種共同漁業かき漁業及びえむし漁業以外の漁業については、同市三津内港防波堤突端と同市港山町明神鼻を結んだ直線以内の区域を除く。

基点 A 松山市港山町明神鼻標柱

B 松山市外港1号防波堤西側付根

C 松山市北吉田町忽那山山頂

点 ア Aから山口県小水無瀬島島頂見通し1,500メートルの点

イ Bから270度1,500メートルの点

ウ Cから松山市由利島南端見通し1,500メートルの点

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、わかめ漁業、さざえ漁業、かき漁業、あさり漁業、いがい漁業、あかがい漁業、とりがい漁業、みるくい漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、なまこ漁業、うに漁業及びえむし漁業）

第2種共同漁業（雑魚建網漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

ひじき漁業 〃

てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで

わかめ漁業 1月1日から12月31日まで

さざえ漁業 〃

かき漁業 〃

あさり漁業 〃

いがい漁業 〃

あかがい漁業 〃

とりがい漁業 〃

みるくい漁業 〃

あわび漁業 1月1日から10月31日まで

とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで

なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで

うに漁業 1月1日から12月31日まで

第2種共同漁業（雑魚建網漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
ひじき漁業	〃
わかめ漁業	〃
もずく漁業	〃
てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
かき漁業	〃
あさり漁業	〃
いがい漁業	〃
あかがい漁業	〃
とりがい漁業	〃
みるくい漁業	〃
あわび漁業	1月1日から10月31日まで
とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
はまぐり漁業	10月1日から翌4月30日まで
ばかがい漁業	9月1日から翌3月31日まで
なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
えむし漁業	〃
たこ漁業	〃
雑魚建網漁業	〃

オ 関係地区 松山市西垣生町及び南吉田町

64 免許番号 伊共第64号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 伊予郡松前町地先

イ 漁場の区域

Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とA B間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、Cエ及びエDの2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点 A 伊予郡松前町塩屋重信川左岸標識2号

B 伊予郡松前町と伊予市との最大高潮時海岸線における境界

C 伊予郡松前町国近川河口左岸突端

D 伊予郡松前町東レ株式会社埋立地北西端

点 ア Aと松山市西垣生町重信川右岸標識1号とを結んだ直線の中央点

イ アから山口県大水無瀬島島頂見通し1,000メートルの点

ウ Bから山口県大水無瀬島島頂見通し1,000メートルの点

エ Cから251度30分500メートルの点

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、あおのり漁業、てんぐさ漁業、ふのり漁業、あさり漁業、ばかがい漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、なまこ漁業、たこ漁業、えむし漁業、しゃこ漁業、さざえ漁業及びうに漁業）

- エ 漁業時期
 あおさ漁業 1月1日から12月31日まで
 あおのり漁業 〃
 てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで
 ふのり漁業 1月1日から12月31日まで
 あさり漁業 〃
 ばかがい漁業 9月1日から翌3月31日まで
 あわび漁業 1月1日から10月31日まで
 とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで
 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで
 たこ漁業 1月1日から12月31日まで
 えむし漁業 〃
 しゃこ漁業 〃
 さざえ漁業 〃
 うに漁業 〃
- オ 関係地区 伊予郡松前町

65 免許番号 伊共第65号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 伊予郡松前町地先

イ 漁場の区域

Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、Cエ及びエDの2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点 A 伊予郡松前町塩屋重信川左岸標識2号

B 伊予郡松前町と伊予市との最大高潮時海岸線における境界

C 伊予郡松前町国近川河口左岸突端

D 伊予郡松前町東レ株式会社埋立地北西端

点 ア Aと松山市西垣生町重信川右岸標識1号とを結んだ直線の中央点

イ アから山口県大水無瀬島島頂見通し1,500メートルの点

ウ Bから山口県大水無瀬島島頂見通し1,500メートルの点

エ Cから251度30分500メートルの点

ウ 漁業の種類 第2種共同漁業（雑魚建網漁業）

エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区 伊予郡松前町

66 免許番号 伊共第66号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 伊予市下吾川、湊町、灘町、米湊、尾崎及び森地先

イ 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオEの6直線とAE間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、Bから伊予港西防波堤沿い280メートルに示された標識、同港北防波堤西端、同港北防波堤東端及び伊予市灘町357-3同港北西堤突端を順次結んだ直線以内の区域、昭和62年11月7日付けで愛媛県と伊予漁業協同組合が締結した「漁業補償

契約書」並びに同日付けで伊予市土地開発公社と伊予漁業協同組合が締結した「漁業補償契約書」記載の区域、昭和63年11月25日付けで伊予市土地開発公社と伊予漁業協同組合が締結した「漁業補償契約書」記載の区域及び平成8年11月13日付けで愛媛県と伊予漁業協同組合が締結した「漁業補償契約書」記載の区域を除く。

- 基点 A 伊予市と伊予郡松前町との最大高潮時海岸線における境界
B 伊予市郡中港防波堤付根から護岸沿い東へ50メートル、伊予市米湊311-1の地先石灯籠（旧灯台）
C 伊予市森川河口右岸端
D 伊予市森大谷川河口端の標識
E 伊予市森と同市双海町高野川との最大高潮時海岸線における境界
- 点 ア Aから山口県大水無瀬島島頂見通し1,000メートルの点
イ Bから松山市由利島灯台見通し1,000メートルの点
ウ Cから松山市由利島灯台見通し1,000メートルの点
エ Dから山口県屋代島小泊見通し1,000メートルの点
オ Eから山口県屋代島小泊見通し1,000メートルの点

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、もずく漁業、わかめ漁業、いぎす漁業、とさかのり漁業、てんぐさ漁業、さざえ漁業、かき漁業、あさり漁業、いがい漁業、あかがい漁業、とりがい漁業、みるくい漁業、あわび漁業、はまぐり漁業、ばかがい漁業、なまこ漁業、うに漁業、えむし漁業、しゃこ漁業及びたこ漁業）

第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業）

エ 漁業時期

- あおさ漁業 1月1日から12月31日まで
ひじき漁業 〃
もずく漁業 〃
わかめ漁業 〃
いぎす漁業 〃
とさかのり漁業 〃
てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで
さざえ漁業 1月1日から12月31日まで
かき漁業 〃
あさり漁業 〃
いがい漁業 〃
あかがい漁業 〃
とりがい漁業 〃
みるくい漁業 〃
あわび漁業 1月1日から10月31日まで
はまぐり漁業 10月1日から翌4月30日まで
ばかがい漁業 9月1日から翌3月31日まで
なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで
うに漁業 1月1日から12月31日まで
えむし漁業 〃
しゃこ漁業 〃

- たこ漁業 ♪
 雑魚小型定置漁業 ♪
 オ 関係地区 伊予市（伊予市双海町及び中山町を除く）

67 免許番号 伊共第67号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 伊予市下吾川、湊町、灘町、米湊、尾崎及び森地先

イ 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカEの7直線とAE間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、基点Bから伊予港西防波堤沿い280メートルに示された標識、同港北防波堤西端、同港北防波堤東端及び伊予市灘町357-3同港北西堤突端を順次結んだ直線以内の区域、昭和62年11月7日付けで愛媛県と伊予漁業協同組合が締結した「漁業補償契約書」並びに同日付けで伊予市土地開発公社と伊予漁業協同組合が締結した「漁業補償契約書」記載の区域、昭和63年11月25日付けで伊予市土地開発公社と伊予漁業協同組合が締結した「漁業補償契約書」記載の区域及び平成8年11月13日付けで愛媛県と伊予漁業協同組合が締結した「漁業補償契約書」記載の区域を除く。

基点 A 伊予市と伊予郡松前町との最大高潮時海岸線における境界

B 伊予市郡中港防波堤付根から護岸沿い東へ50メートル、伊予市米湊311-1の地先石灯籠（旧灯台）

C 伊予市森川河口右岸端

D 伊予市森大谷川河口端の標識

E 伊予市森と伊予市双海町高野川との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから山口県大水無瀬島頂見通し1,500メートルの点

イ Bから松山市由利島灯台見通し1,500メートルの点

ウ Cから松山市由利島灯台見通し1,500メートルの点

エ Dから山口県屋代島小泊見通し1,500メートルの点

オ Dから山口県屋代島小泊見通し1,000メートルの点

カ Eから山口県屋代島小泊見通し1,000メートルの点

ウ 漁業の種類 第2種共同漁業（雑魚建網漁業）

エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区 伊予市（伊予市双海町及び中山町を除く）

68 免許番号 伊共第68号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 伊予市森地先

イ 漁場の区域

点アを中心として半径200メートル以内の区域

基点 A 伊予市森大谷川河口端の標識

点 ア Aから山口県屋代島小泊見通し1,080メートルの点

ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）

エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区 伊予市（伊予市双海町及び中山町を除く）

69 免許番号 伊共第69号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 伊予市森地先
- イ 漁場の区域
 - Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 - 基点 A 伊予市森黒磯岩
 - B 伊予市森と同市双海町高野川との最大高潮時海岸線における境界
 - 点 ア Aから松山市由利島東端見通し180メートルの点
 - イ Bから山口県屋代島小泊見通し200メートルの点
- ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（ほら飼付漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 伊予市（伊予市双海町及び中山町を除く）

70 免許番号 伊共第70号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 伊予市双海町高野川、上灘及び高岸地先
- イ 漁場の区域
 - Aから山口県屋代島小泊見通し線とBから同島上津無山右端見通し（320度）線との間の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域
 - 基点 A 伊予市森と同市双海町高野川との最大高潮時海岸線における境界
 - B 伊予市双海町大久保甲1843おぶそ川水路口中央
- ウ 漁業の種類
 - 第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、もずく漁業、さざえ漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、なまこ漁業、たこ漁業、えむし漁業、しゃこ漁業、とりがい漁業及びうに漁業）
 - 第2種共同漁業（雑魚建網漁業）
- エ 漁業時期
 - あおさ漁業 1月1日から12月31日まで
 - ひじき漁業 〃
 - もずく漁業 〃
 - さざえ漁業 〃
 - あわび漁業 1月1日から10月31日まで
 - とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで
 - なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで
 - たこ漁業 1月1日から12月31日まで
 - えむし漁業 〃
 - しゃこ漁業 〃
 - とりがい漁業 〃
 - うに漁業 〃
 - 雑魚建網漁業 〃
- オ 関係地区 伊予市双海町高野川、上灘及び高岸
- カ 条件
 - なまこ漁業及びしゃこ漁業については、伊予市双海町大久保及び串からの入漁を拒んで

はならない。

71 免許番号 伊共第71号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 伊予市双海町高野川地先
- イ 漁場の区域
点アを中心として半径200メートル以内の区域
基点 A 伊予市双海町高野川磯の鼻（高野川漁港3号防砂堤付根）
点 ア Aから山口県屋代島小泊見通し2,000メートルの点
- ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 伊予市双海町高野川、上灘及び高岸

72 免許番号 伊共第72号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 伊予市双海町上灘地先
- イ 漁場の区域
点アを中心として半径200メートル以内の区域
基点 A 伊予市双海町上灘小網川川尻右岸端
点 ア Aから山口県沖家室島東端見通し910メートルの点
- ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 伊予市双海町高野川、上灘及び高岸

73 免許番号 伊共第73号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 伊予市双海町高岸地先
- イ 漁場の区域
点アを中心として半径200メートル以内の区域
基点 A 伊予市双海町高岸松の鼻
点 ア Aから大洲市長浜町青島東端見通し1,800メートルの点
- ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 伊予市双海町高野川、上灘及び高岸

74 免許番号 伊共第74号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 伊予市双海町大久保及び串地先
- イ 漁場の区域
Aから山口県屋代島上津無山右端見通し（320度）線とBから同島小泊見通し線との間の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域
基点 A 伊予市双海町大久保甲1843おぶそ川水路中央
B 伊予市と大洲市との最大高潮時海岸線における境界

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、あおのり漁業、ひじき漁業、ふのり漁業、もずく漁業、わかめ漁業、てんぐさ漁業、さざえ漁業、かき漁業、あさり漁業、いがい漁業、あかがい漁業、とりがい漁業、みるくい漁業、まてがい漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、ばかがい漁業、なまこ漁業、いせえび漁業、うに漁業、えむし漁業、しゃこ漁業及びたこ漁業）

第2種共同漁業（雑魚建網漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

あおのり漁業 〃

ひじき漁業 〃

ふのり漁業 〃

もずく漁業 〃

わかめ漁業 〃

てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで

さざえ漁業 1月1日から12月31日まで

かき漁業 〃

あさり漁業 〃

いがい漁業 〃

あかがい漁業 〃

とりがい漁業 〃

みるくい漁業 〃

まてがい漁業 〃

あわび漁業 1月1日から10月31日まで

とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで

ばかがい漁業 9月1日から翌3月31日まで

なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで

いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで

うに漁業 1月1日から12月31日まで

えむし漁業 〃

しゃこ漁業 〃

たこ漁業 〃

雑魚建網漁業 〃

オ 関係地区 伊予市双海町大久保及び申

カ 条件

なまこ漁業及びしゃこ漁業については、伊予市双海町高野川、上灘及び高岸からの入漁を拒んではならない。

75 免許番号 伊共第75号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 伊予市双海町大久保地先

イ 漁場の区域

点Aを中心として半径130メートル以内の区域

基点 A 伊予市双海町富岡川（河口）の右岸

- 点 ア Aから山口県沖家室島島頂見通し1,440メートルの点
- ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 伊予市双海町大久保及び串

76 免許番号 伊共第76号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 伊予市双海町串地先
- イ 漁場の区域
点アを中心として半径130メートル以内の区域
基点 A 伊予市双海町串豊田漁港西防波堤突端北角より防波堤沿い南西へ120メートルの標識
点 ア Aから大洲市長浜町青島東端見通し1,550メートルの点
- ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 伊予市双海町大久保及び串

77 免許番号 伊共第77号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 伊予市双海町串地先
- イ 漁場の区域
点アを中心として半径130メートル以内の区域
基点 A 伊予市双海町串乙1189番地18地先の標識（マド石）
点 ア Aから大洲市長浜町青島東端見通し1,080メートルの点
- ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 伊予市双海町大久保及び串

78 免許番号 伊共第78号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 大洲市長浜及び長浜町地先
- イ 漁場の区域
Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及びBから322度の線とCから313度51分（ホボロ瀬中央見通し線）の間の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域。ただし、DEの直線以内の区域、Fと同港北防波堤赤灯台跡とを結んだ直線以内の区域、Fウ、ウエ及びエGの3直線以内の区域、昭和60年3月14日付けで長浜町と長浜町漁業協同組合が締結した「漁業補償契約書」記載の区域及び昭和61年9月25日付けで長浜町と長浜町漁業協同組合が締結した「漁業補償契約書」記載の区域を除く。
基点 A 大洲市と伊予市との最大高潮時海岸線における境界
B 大洲市長浜甲576番地（水族館跡）北角前の標識
C 大洲市と八幡浜市との最大高潮時海岸線における境界（鵜の磔）
D 大洲市長浜甲576番地（水族館跡）前の地区整理記念碑（肱川右岸）

- E 大洲市長浜町沖浦港北防波堤東北端角（肱川左岸）
- F 大洲市長浜長浜港東防波堤突端東角
- G 大洲市長浜町晴海工業団地護岸北角
- 点 ア Aから山口県屋代島小泊大鼻見通し1,000メートルの点
- イ Bから322度1,000メートルの点
- ウ Fから340度34メートルの点
- エ Gから大洲市長浜町晴海工業団地東側護岸延長線上80メートルの点

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、わかめ漁業、あかもく漁業、ふのり漁業、あらめ漁業、さざえ漁業、かき漁業、あさり漁業、あわび漁業、いがい漁業、まてがい漁業、あかがい漁業、とりがい漁業、ばかがい漁業、みるくい漁業、たこ漁業、なまこ漁業、うに漁業、えむし漁業、しゃこ漁業及びいせえび漁業）

第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業）

エ 漁業時期

- あおさ漁業 1月1日から12月31日まで
- ひじき漁業 〃
- てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで
- わかめ漁業 1月1日から12月31日まで
- あかもく漁業 〃
- ふのり漁業 〃
- あらめ漁業 〃
- さざえ漁業 〃
- かき漁業 〃
- あさり漁業 〃
- あわび漁業 1月1日から10月31日まで
- いがい漁業 1月1日から12月31日まで
- まてがい漁業 〃
- あかがい漁業 〃
- とりがい漁業 〃
- ばかがい漁業 9月1日から翌3月31日まで
- みるくい漁業 1月1日から12月31日まで
- たこ漁業 〃
- なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで
- うに漁業 1月1日から12月31日まで
- えむし漁業 〃
- しゃこ漁業 〃
- いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで
- 雑魚小型定置漁業 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区 大洲市長浜及び長浜町

79 免許番号 伊共第79号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 大洲市長浜及び長浜町地先

イ 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及びBから322度の線とCから313度51分（ホボロ瀬中央見通し線）の間の最大高潮時海岸線から2,200メートル以内の区域。ただし、DEの直線以内の区域、Fと同港北防波堤赤灯台跡とを結んだ直線以内の区域、Fウ、ウエ及びエGの3直線以内の区域、昭和60年3月14日付けで長浜町と長浜町漁業協同組合が締結した「漁業補償契約書」記載の区域及び昭和61年9月25日付けで長浜町と長浜町漁業協同組合が締結した「漁業補償契約書」記載の区域を除く。

- 基点 A 大洲市と伊予市との最大高潮時海岸線における境界
B 大洲市長浜甲576番地（水族館跡）北角前の標識
C 大洲市と八幡浜市との最大高潮時海岸線における境界（鵜の碇）
D 大洲市長浜甲576番地（水族館跡）前の地区整理記念碑（肱川右岸）
E 大洲市長浜町沖浦港北防波堤東北端角（肱川左岸）
F 大洲市長浜長浜港東防波堤突端東角
G 大洲市長浜町晴海工業団地護岸北角
- 点 ア Aから山口県屋代島小泊大鼻見通し2,200メートルの点
イ Bから322度2,200メートルの点
ウ Fから340度34メートルの点
エ Gから大洲市長浜町晴海工業団地東側護岸延長線上80メートルの点

ウ 漁業の種類 第2種共同漁業（雑魚建網漁業）

エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区 大洲市長浜及び長浜町

80 免許番号 伊共第80号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 八幡浜市と大洲市との市界地先

イ 漁場の区域

点アを中心として半径540メートル以内の区域

基点 A 八幡浜市と大洲市との最大高潮時海岸線における境界（鵜の碇）

点 ア Aから山口県八島洲崎見通し2,000メートルの点

ウ 漁業の種類 第2種共同漁業（雑魚建網漁業）

エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区 八幡浜市保内町磯崎、大洲市長浜町出海及び櫛生

81 免許番号 伊共第81号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 大洲市長浜町青島地先

イ 漁場の区域 大洲市長浜町青島の最大高潮時海岸線から360メートル以内の区域

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、わかめ漁業、あかもく漁業、ふのり漁業、あらめ漁業、さざえ漁業、かき漁業、あわび漁業、いがい漁業、たこ漁業、なまこ漁業、うに漁業、えむし漁業及びいせえび漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで
 ひじき漁業 〃
 てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで
 わかめ漁業 1月1日から12月31日まで
 あかもく漁業 〃
 ふのり漁業 〃
 あらめ漁業 〃
 さざえ漁業 〃
 かき漁業 〃
 あわび漁業 1月1日から10月31日まで
 いがい漁業 1月1日から12月31日まで
 たこ漁業 〃
 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで
 うに漁業 1月1日から12月31日まで
 えむし漁業 〃
 いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで
 オ 関係地区 大洲市長浜町

82 免許番号 伊共第82号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 大洲市長浜町青島地先
 イ 漁場の区域 大洲市長浜町青島の最大高潮時海岸線から1,300メートル以内の区域
 ウ 漁業の種類 第2種共同漁業（雑魚建網漁業）
 エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
 オ 関係地区 大洲市長浜町

83 免許番号 伊共第83号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 大洲市長浜町青島北東地先
 イ 漁場の区域
 点アを中心として半径100メートル以内の区域
 基点 A 大洲市長浜町青島弁天崎
 点 ア Aから松山市三津浜港山山頂見通し1,800メートルの点
 ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
 エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
 オ 関係地区 大洲市長浜町

84 免許番号 伊共第84号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 大洲市長浜町青島北西地先
 イ 漁場の区域
 点アを中心として半径100メートル以内の区域
 基点 A 大洲市長浜町青島新網代鼻

点 ア Aから山口県屋代島小泊大鼻見通し3,600メートルの点
ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
オ 関係地区 大洲市長浜町

85 免許番号 伊共第85号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 大洲市長浜町青島北西地先
イ 漁場の区域
点アを中心として半径100メートル以内の区域
基点 A 大洲市長浜町青島権三崎
点 ア Aから山口県屋代島牛ヶ首鼻見通し3,960メートルの点
ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
オ 関係地区 大洲市長浜町

86 免許番号 伊共第86号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 大洲市長浜町青島北西地先
イ 漁場の区域
点アを中心として半径100メートル以内の区域
基点 A 大洲市長浜町青島首ククリ鼻
点 ア Aから山口県大水無瀬島北端見通し3,240メートルの点
ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
オ 関係地区 大洲市長浜町

87 免許番号 伊共第87号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 大洲市長浜町青島南地先
イ 漁場の区域
点アを中心として半径100メートル以内の区域
基点 A 大洲市長浜町青島豊後崎
点 ア Aから大洲市長浜町須沢犀の鼻見通し4,500メートルの点
ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
オ 関係地区 大洲市長浜町

88 免許番号 伊共第88号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 大洲市長浜町今坊地先
イ 漁場の区域
点アを中心として半径200メートル以内の区域

- 基点 A 大洲市長浜町今坊大谷川河口左岸端
- 点 ア Aから大洲市長浜町青島西端見通し1,000メートルの点
- ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 大洲市長浜町

89 免許番号 伊共第89号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 大洲市長浜町今坊地先
- イ 漁場の区域
点アを中心として半径200メートル以内の区域
- 基点 A 大洲市長浜町今坊日ノ浦川河口左岸端
- 点 ア Aから山口県大水無瀬島東端見通し2,000メートルの点
- ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 大洲市長浜町

90 免許番号 伊共第90号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 大洲市長浜町今坊地先
- イ 漁場の区域
点アを中心として半径200メートル以内の区域
- 基点 A 大洲市長浜町今坊日ノ浦川河口左岸端
- 点 ア Aから山口県大水無瀬島西端見通し1,500メートルの点
- ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 大洲市長浜町

91 免許番号 伊共第91号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 大洲市長浜町今坊地先
- イ 漁場の区域
点アを中心として半径150メートル以内の区域
- 基点 A 大洲市長浜町黒田大屋川河口左岸端
- 点 ア Aから大洲市長浜町青島中央見通し3,300メートルの点
- ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 大洲市長浜町

92 免許番号 伊共第92号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 大洲市長浜町今坊地先
- イ 漁場の区域

- 点アを中心として半径200メートル以内の区域
基点 A 大洲市長浜町今坊幸口川河口左岸端
点 ア Aから山口県大水無瀬島東端見通し1,590メートルの点
ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
オ 関係地区 大洲市長浜町

93 免許番号 伊共第93号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 大洲市長浜町今坊地先
イ 漁場の区域
点アを中心として半径200メートル以内の区域
基点 A 大洲市長浜町黒田大屋川河口左岸端
点 ア Aから山口県大水無瀬島東端見通し1,700メートルの点
ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
オ 関係地区 大洲市長浜町

94 免許番号 伊共第94号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 大洲市長浜町黒田地先
イ 漁場の区域
点アを中心として半径150メートル以内の区域
基点 A 大洲市長浜町黒田大屋川河口左岸端
点 ア Aから山口県小水無瀬島中央見通し1,500メートルの点
ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
オ 関係地区 大洲市長浜町

95 免許番号 伊共第95号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 大洲市長浜地先
イ 漁場の区域
点アを中心として半径150メートル以内の区域
基点 A 大洲市長浜長浜港北防波堤突端北角
点 ア Aから326度3,600メートルの点
ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
オ 関係地区 大洲市長浜

96 免許番号 伊共第96号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 大洲市長浜地先

- イ 漁場の区域
点アを中心として半径150メートル以内の区域
基点 A 大洲市長浜長浜港北防波堤突端北角
点 ア Aから324度5,480メートルの点
- ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 大洲市長浜

97 免許番号 伊共第97号

- (1) 漁業権に関する事項
 - ア 漁場の位置 大洲市長浜町須沢地先
 - イ 漁場の区域
点アを中心として半径150メートル以内の区域
基点 A 大洲市長浜町須沢松ヶ崎
点 ア Aから山口県平郡島盛崎見通し2,700メートルの点
 - ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
 - エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
 - オ 関係地区 大洲市長浜町

98 免許番号 伊共第98号

- (1) 漁業権に関する事項
 - ア 漁場の位置 大洲市長浜町須沢地先
 - イ 漁場の区域
点アを中心として半径150メートル以内の区域
基点 A 大洲市長浜町須沢犀の鼻
点 ア Aから山口県平郡島櫛崎見通し2,700メートルの点
 - ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
 - エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
 - オ 関係地区 大洲市長浜町

99 免許番号 伊共第99号

- (1) 漁業権に関する事項
 - ア 漁場の位置 大洲市長浜町須沢地先
 - イ 漁場の区域
点アを中心として半径150メートル以内の区域
基点 A 大洲市長浜町須沢松ヶ崎
点 ア Aから山口県八島北端見通し3,600メートルの点
 - ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
 - エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
 - オ 関係地区 大洲市長浜町

100 免許番号 伊共第100号

- (1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 大洲市長浜町須沢地先
- イ 漁場の区域
 - 点アを中心として半径150メートル以内の区域
 - 基点 A 大洲市長浜町須沢松ヶ崎
 - 点 ア Aから山口県平郡島櫛崎見通し5,400メートルの点
- ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 大洲市長浜町

101 免許番号 伊共第101号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 大洲市長浜町櫛生地先
- イ 漁場の区域
 - 点アを中心として半径150メートル以内の区域
 - 基点 A 大洲市長浜町櫛生三ツ石岩中央
 - 点 ア Aから山口県平郡島中央見通し2,340メートルの点
- ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 大洲市長浜町

102 免許番号 伊共第102号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 八幡浜市保内町北部地先
- イ 漁場の区域
 - Aからホボロ瀬中央見通し線（313度51分）とBから322度の線との間の最大高潮時海岸線から700メートル以内の区域
 - 基点 A 八幡浜市と大洲市との最大高潮時海岸線における境界（鵜の磔）
 - B 八幡浜市（北部）と西宇和郡伊方町（北部）との最大高潮時海岸線における境界
- ウ 漁業の種類
 - 第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、わかめ漁業、ふのり漁業、あらめ漁業、さざえ漁業、あわび漁業、とりがい漁業、みるくい漁業、とこぶし漁業、ばていら漁業、かき漁業、たこ漁業、なまこ漁業、うに漁業、えむし漁業及びいせえび漁業）
 - 第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業）
- エ 漁業時期
 - あおさ漁業 1月1日から12月31日まで
 - ひじき漁業 //
 - てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで
 - わかめ漁業 1月1日から12月31日まで
 - ふのり漁業 //
 - あらめ漁業 //
 - さざえ漁業 //
 - あわび漁業 //

- とりがい漁業 〃
- みるくい漁業 〃
- とこぶし漁業 〃
- ばていら漁業 〃
- かき漁業 〃
- たこ漁業 〃
- なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで
- うに漁業 1月1日から12月31日まで
- えむし漁業 〃
- いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで
- 雑魚小型定置漁業 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 八幡浜市保内町磯崎、喜木津及び広早

103 免許番号 伊共第103号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 八幡浜市保内町北部地先
- イ 漁場の区域
 - Aからホボロ瀬中央見通し線（313度51分）とBから322度の線との間の最大高潮時海岸線から1,300メートル以内の区域
 - 基点 A 八幡浜市と大洲市との最大高潮時海岸線における境界（鵜の磬）
 - B 八幡浜市（北部）と西宇和郡伊方町（北部）との最大高潮時海岸線における境界
- ウ 漁業の種類 第2種共同漁業（雑魚建網漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 八幡浜市保内町磯崎、喜木津及び広早

104 免許番号 伊共第104号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 八幡浜市保内町夢永岬地先
- イ 漁場の区域
 - 点アを中心として半径500メートル以内の区域
 - 基点 A 八幡浜市保内町夢永岬北端
 - 点 ア Aから350度2,200メートルの点
- ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 八幡浜市保内町磯崎、喜木津及び広早
- カ 条件 大洲市長浜町出海地区からの入漁を拒んではならない。

105 免許番号 伊共第105号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 西宇和郡伊方町伊方越及び亀浦地先
- イ 漁場の区域
 - Aから322度の線とBから340度の線との間の最大高潮時海岸線から700メートル以内の

区域。ただし、Bア、アイ及びイウの3直線以内の区域（昭和59年12月8日付け四国電力株式会社と締結の漁業補償契約書記載の区域）を除く。

基点 A 八幡浜市（北部）と西宇和郡伊方町（北部）との最大高潮時海岸線における境界

B 西宇和郡伊方町九町570-5と同町亀浦1359-2の境界線上の標識（昭和59年12月8日（四国電力株式会社と有寿来漁業協同組合との漁業補償契約書締結日）時点）における西宇和郡伊方町亀浦と同町九町との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Bから340度392メートルの点

イ アから90度191メートルの点

ウ イから150度の延長線と最大高潮時海岸線との交点

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、わかめ漁業、あかもく漁業、ふのり漁業、さざえ漁業、かき漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、まてがい漁業、とりがい漁業、みるくい漁業、たこ漁業、なまこ漁業、うに漁業、えむし漁業及びいせえび漁業）

第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

ひじき漁業 〃

てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで

わかめ漁業 1月1日から12月31日まで

あかもく漁業 〃

ふのり漁業 〃

さざえ漁業 〃

かき漁業 〃

あわび漁業 〃

とこぶし漁業 〃

まてがい漁業 〃

とりがい漁業 〃

みるくい漁業 〃

たこ漁業 〃

なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで

うに漁業 1月1日から12月31日まで

えむし漁業 〃

いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで

雑魚小型定置漁業 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区 西宇和郡伊方町伊方越及び亀浦

106 免許番号 伊共第106号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 西宇和郡伊方町伊方越及び亀浦地先

イ 漁場の区域

Aから322度の線とBから340度の線との間の最大高潮時海岸線から1,300メートル以内の区域。ただし、Bア、アイ及びイウの3直線以内の区域（昭和59年12月8日付け四国電力株式会社と締結の漁業補償契約書記載の区域）を除く。

基点 A 八幡浜市（北部）と西宇和郡伊方町（北部）との最大高潮時海岸線における境界

B 西宇和郡伊方町九町570-5と同町亀浦1359-2の境界線上の標識（昭和59年12月8日（四国電力株式会社と有寿来漁業協同組合との漁業補償契約書締結日）時点）における西宇和郡伊方町亀浦と同町九町との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Bから340度392メートルの点

イ アから90度191メートルの点

ウ イから150度の延長線と最大高潮時海岸線との交点

ウ 漁業の種類 第2種共同漁業（雑魚建網漁業）

エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区 西宇和郡伊方町伊方越及び亀浦

107 免許番号 伊共第107号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 西宇和郡伊方町伊方越地先

イ 漁場の区域

点イを中心として半径54メートル以内の区域

基点 A 八幡浜市（北部）と西宇和郡伊方町（北部）との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから海岸沿い西へ242メートルの点

イ アから305度216メートルの点

ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）

エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区 西宇和郡伊方町伊方越及び同町亀浦

108 免許番号 伊共第108号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 西宇和郡伊方町亀浦地先

イ 漁場の区域

点アを中心として半径54メートル以内の区域

基点 A 西宇和郡伊方町亀浦海崎

点 ア Aから313度216メートルの点

ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）

エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区 西宇和郡伊方町伊方越及び同町亀浦

109 免許番号 伊共第109号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 西宇和郡伊方町九町及び二見北部地先

イ 漁場の区域

Aから340度の線とBから山口県八島西端見通し線との間の最大高潮時海岸線から700メートル以内の区域。ただし、Aア、アイ及びイウの3直線以内の区域（昭和46年12月27日四国電力株式会社と締結の「原子力発電所の設置に伴う漁業上の損失補償の契約書」第2条第1項に定める区域及び昭和59年6月30日付け四国電力株式会社と締結の漁業補償契約書記載の区域）を除く。

基点 A 西宇和郡伊方町九町570-5と同町亀浦1359-2の境界線上の標識（昭和59年6月30日（四国電力株式会社と町見漁業協同組合との漁業補償契約書締結日）時点）における西宇和郡伊方町亀浦と同町九町との最大高潮時海岸線における境界

B 西宇和郡伊方町大成と同町足成との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから340度392メートルの点

イ アから270度785メートルの点

ウ イから197度の延長線と最大高潮時海岸線との交点

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、わかめ漁業、あかもく漁業、ふのり漁業、さざえ漁業、かき漁業、あわび漁業、まてがい漁業、とりがい漁業、ばい漁業、みるくい漁業、たこ漁業、とこぶし漁業、ばていら漁業、あさり漁業、あらめ漁業、なまこ漁業、うに漁業、えむし漁業及びいせえび漁業）

第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

ひじき漁業 〃

てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで

わかめ漁業 1月1日から12月31日まで

あかもく漁業 〃

ふのり漁業 〃

さざえ漁業 〃

かき漁業 〃

あわび漁業 〃

まてがい漁業 〃

とりがい漁業 〃

ばい漁業 〃

みるくい漁業 〃

たこ漁業 〃

とこぶし漁業 〃

ばていら漁業 〃

あさり漁業 〃

あらめ漁業 〃

なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで

うに漁業 1月1日から12月31日まで

えむし漁業 〃

いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで

雑魚小型定置漁業 1月1日から12月31日まで
オ 関係地区 西宇和郡伊方町九町及び二見

110 免許番号 伊共第110号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 西宇和郡伊方町九町及び二見北部地先

イ 漁場の区域

Aから340度の線とBから山口県八島西端見通し線との間の最大高潮時海岸線から1,300メートル以内の区域。ただし、Aア、アイ及びイウの3直線以内の区域（昭和46年12月27日四国電力株式会社と締結の「原子力発電所の設置に伴う漁業上の損失補償の契約書」第2条第1項に定める区域及び昭和59年6月30日付け四国電力株式会社と締結の漁業補償契約書記載の区域）を除く。

基点 A 西宇和郡伊方町九町570-5と同町亀浦1359-2の境界線上の標識（昭和59年6月30日（四国電力株式会社と町見漁業協同組合との漁業補償契約書締結日）時点）における西宇和郡伊方町亀浦と同町九町との最大高潮時海岸線における境界

B 西宇和郡伊方町大成と同町足成との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから340度392メートルの点

イ Aから270度785メートルの点

ウ イから197度の延長線と最大高潮時海岸線との交点

ウ 漁業の種類 第2種共同漁業（雑魚建網漁業）

エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区 西宇和郡伊方町九町及び二見

111 免許番号 伊共第111号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 西宇和郡伊方町北部地先

イ 漁場の区域

Aから山口県八島西端見通し線とBから300度の線との間の最大高潮時海岸線から700メートル以内の区域

基点 A 西宇和郡伊方町大成と同町足成との最大高潮時海岸線における境界

B 西宇和郡伊方町神崎と同町釜木との最大高潮時海岸線における境界

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、わかめ漁業、あかもく漁業、ふのり漁業、あらめ漁業、さざえ漁業、あさり漁業、あわび漁業、とりがい漁業、ばい漁業、とこぶし漁業、ばていら漁業、まてがい漁業、かき漁業、みるくい漁業、たこ漁業、なまこ漁業、うに漁業、えむし漁業及びいせえび漁業）

第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

ひじき漁業 〃

てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで

わかめ漁業 1月1日から12月31日まで

あかもく漁業	〃
ふのり漁業	〃
あらめ漁業	〃
さざえ漁業	〃
あさり漁業	〃
あわび漁業	〃
とりがい漁業	〃
ばい漁業	〃
とこぶし漁業	〃
ばていら漁業	〃
まてがい漁業	〃
かき漁業	〃
みるくい漁業	〃
たこ漁業	〃
なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
えむし漁業	〃
いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで

オ 関係地区

西宇和郡伊方町足成、三机、佐市、松之浜、大江、志津、小島、田部、高茂、神崎、大久、川之浜及び塩成

112 免許番号 伊共第112号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 西宇和郡伊方町北部地先

イ 漁場の区域

Aから山口県八島西端見通し線とBから300度の線との間の最大高潮時海岸線から1,300メートル以内の区域

基点 A 西宇和郡伊方町大成と同町足成との最大高潮時海岸線における境界

B 西宇和郡伊方町神崎と同町釜木との最大高潮時海岸線における境界

ウ 漁業の種類 第2種共同漁業（雑魚建網漁業）

エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区

西宇和郡伊方町足成、三机、佐市、松之浜、大江、志津、小島、田部、高茂、神崎、大久、川之浜及び塩成

113 免許番号 伊共第113号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 西宇和郡伊方町北部地先

イ 漁場の区域

Aから300度の線とBから大分県関崎灯台見通し線との間の最大高潮時海岸線から700メートル以内の区域

基点 A 西宇和郡伊方町神崎と同町釜木との最大高潮時海岸線における境界

B 西宇和郡伊方町佐田岬灯台

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、わかめ漁業、あかもく漁業、ふのり漁業、いわのり漁業、あらめ漁業、かじめ漁業、さざえ漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、ばていら漁業、たこ漁業、えむし漁業、うに漁業、なまこ漁業及びいせえび漁業）

第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業及び雑魚建網漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

ひじき漁業 //

てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで

わかめ漁業 1月1日から12月31日まで

あかもく漁業 //

ふのり漁業 //

いわのり漁業 //

あらめ漁業 //

かじめ漁業 //

さざえ漁業 //

あわび漁業 1月1日から10月31日まで

とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで

ばていら漁業 //

たこ漁業 //

えむし漁業 //

うに漁業 //

なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで

いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで

雑魚小型定置漁業 1月1日から12月31日まで

雑魚建網漁業 //

オ 関係地区 西宇和郡伊方町三崎地区

114 免許番号 伊共第114号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 西宇和郡伊方町正野地先

イ 漁場の区域

Aア、アイ、イウ及びウBの4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 西宇和郡伊方町佐田岬灯台

B 西宇和郡伊方町大島北端

点 ア Aから大分県関崎灯台見通し1,500メートルの点

イ AからB見通し延長線上1,000メートルの点

ウ Bから西宇和郡伊方町長崎鼻見通し500メートルの点

ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（ぶり、たい、いさき飼付漁業）

エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

才 関係地区 西宇和郡伊方町三崎地区

1 免許番号伊珠区第1号から伊珠区第12号まで及び伊区第1号から伊区第8号まで

漁業権に関する事項							
免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
伊珠区第1号	松山市浅海地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市浅海原甲 550 番地地先の投光器柱 B 松山市浅海仙波谷川河口西側護岸東角 点 ア Aから 315 度 150 メートルの点 イ Aから 315 度 450 メートルの点 ウ Bから 315 度 460 メートルの点 エ Bから 315 度 160 メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	松山市浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、小川、尾儀原、小山田、大浦、大河内、大西谷、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、栗井河原、正岡神田、儀式、各、九川、久保、小川谷、河野高山、光洋台、立岩米之野、佐古、才之原、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善心寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏日、西谷、萩原、八反地、平林、府中、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、柳原、横谷及び和田	別記2及び4のとおり

伊珠区第 2号	松山市堀江 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市堀江町堀江港東防波堤基部から北へ直線距離620メートル の標識 B 松山市堀江町と同市小川の境界標識の鼻西端から南へ200メートル の標識 点 ア Aから289度40分見通し250メートルの点 イ Aから289度40分見通し500メートルの点 ウ Bから256度30分見通し500メートルの点 エ Bから256度30分見通し250メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	松山市堀江町	別記2及び 4のとおり
伊珠区第 3号	西宇和郡伊 方町高浦及 び同町佐市 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡伊方町高浦崎標柱 B 西宇和郡伊方町佐市北側防波堤基部より68メートルの標識 点 ア Aから西宇和郡伊方町走手鼻見通し70メートルの点 イ Aから西宇和郡伊方町走手鼻見通し360メートルの点 ウ イから41度440メートルの点 エ Bから西宇和郡伊方町小振黒鼻見通し180メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	西宇和郡伊方町足 成、三机、佐市、松 之浜、大江、志津、 小島、田部、高茂、 神崎、大久、川之浜 及び塩成	別記2及び 4のとおり
伊珠区第 4号	西宇和郡伊 方町三机地 先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びエアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡伊方町三机坂本乙3031番地の1の標識 B 西宇和郡伊方町三机シロバエ 点 ア AからB見通し470メートルの点から180度50メートルの点 イ アから180度400メートルの点 ウ イから90度200メートルの点 エ ウから0度150メートルの点 オ エから270度50メートルの点 カ オから0度250メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	西宇和郡伊方町足 成、三机、佐市、松 之浜、大江、志津、 小島、田部、高茂、 神崎、大久、川之浜 及び塩成	別記2及び 4のとおり
伊珠区第 5号	西宇和郡伊 方町神崎後 の浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡伊方町神崎後の浜東防波堤基部から海岸線沿いに東へ100 メートルの標識	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	西宇和郡伊方町足 成、三机、佐市、松 之浜、大江、志津、	別記2及び 4のとおり

伊珠区第6号	西宇和郡伊方町釜木地先	<p>西宇和郡伊方町神崎後の浜オソナグチの標識</p> <p>点 B Aから199度120メートルの点 Aから199度430メートルの点 イ Aから199度400メートルの点 ウ Bから199度100メートルの点 エ Bから199度100メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 西宇和郡伊方町釜木防波堤突端西端 B 西宇和郡伊方町釜木コイノ浜西端の標識</p> <p>点 Aから19度686メートルの点 イ Aから37度30分574メートルの点 ウ Bから342度266メートルの点 エ Bから333度511メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	西宇和郡伊方町三崎地区	別記2及び4のとおり
伊珠区第7号	西宇和郡伊方町平磯及び釜木地先	<p>アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 西宇和郡伊方町平磯赤岩鼻 B 西宇和郡伊方町釜木防波堤突端西端</p> <p>点 Aから125度85メートルの点 イ Bから308度128メートルの点 ウ Bから31度324メートルの点 エ Aから73度452メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	個別漁業権	西宇和郡伊方町三崎地区	別記2及び4のとおり
伊珠区第8号	西宇和郡伊方町二名津地先	<p>ウア、アイ、イB及びBウの4直線によって囲まれた区域。ただし、最大低潮時海岸線から50メートルの区域を除く。</p> <p>基点 A 西宇和郡伊方町二名津ツジガウラ浜南端 B 西宇和郡伊方町二名津イケの鼻</p> <p>点 Aから西宇和郡伊方町明神オヤクシ見通し310メートルの点 イ Bから西宇和郡伊方町明神漁港第3防波堤北端見通し150メートルの点</p> <p>ウ Aから西宇和郡伊方町明神オヤクシ見通し130メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	西宇和郡伊方町三崎地区	別記2及び4のとおり
伊珠区第	西宇和郡伊	アイ、イB、Bオ、オエ、エウ及びウアの6直線によって囲まれた区域	第1種区画漁業	1月1日から12月31日まで	個別漁業権	西宇和郡伊方町三崎地区	別記2及び

9号	方町明神地先	基点 A 西宇和郡伊方町明神漁港第2防波堤突端南端 B 西宇和郡伊方町明神地区防波堤突端北端 ア Aから西宇和郡伊方町二名津ウドノロ見通し150メートルの点 イ Bから西宇和郡伊方町二名津ウナイ浜の鼻見通し150メートルの点 ウ Aから西宇和郡伊方町二名津ウドノロ見通し50メートルの点 エ Aから159度210メートルの点 オ AからBへ200メートルの点	(真珠養殖業)	月31日まで	個別漁業権	地区	4のとおり
伊珠区第10号	松山市浅海地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市浅海原甲550番地地先の投光器柱 B 松山市浅海仙波谷川河口西側護岸東角 ア Aから315度150メートルの点 イ Aから315度450メートルの点 ウ Bから315度460メートルの点 エ Bから315度160メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで		松山市浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、小川、尾儀原、小山田、大浦、大河内、大西谷、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、栗井河原、正岡神田、儀式、客、九川、久保、小川谷、河野高山、光洋台、立岩米之野、佐古、才之原、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善心寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、府中、麓、河	別記2及び4のとおり

伊珠区第 11号	西宇和郡伊 方町釜木地 先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡伊方町釜木防波堤突端西端 B 西宇和郡伊方町釜木コイノ浜西端の標識 点 ア Aから19度686メートルの点 イ Aから37度30分574メートルの点 ウ Bから342度266メートルの点 エ Bから333度511メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	西宇和郡伊方町三崎 地区	野別府、北条、本谷、 宮内、安岡、柳原、 横谷及び和田	別記2及び 4のとおり
伊珠区第 12号	西宇和郡伊 方町二名津 地先	ウア、アイ、イB及びBウの4直線によって囲まれた区域。ただし、最大低潮時 海岸線から50メートルの区域を除く。 基点 A 西宇和郡伊方町二名津ツジガウラ浜南端 B 西宇和郡伊方町二名津イケの鼻 点 ア Aから西宇和郡伊方町明神オヤクシ見通し310メートルの点 イ Bから西宇和郡伊方町明神漁港第3防波堤北端見通し150メートル の点 ウ Aから西宇和郡伊方町明神オヤクシ見通し130メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	西宇和郡伊方町三崎 地区	西宇和郡伊方町三崎、 本谷、磯河内、猪木、 院内、牛谷、小川、 尾儀原、小山村、大 浦、大河内、大西谷、 片山、鹿峰、上難波、 鴨之池、栗井河原、 正岡神田、儀式、客、 九川、久保、小川谷、 河野高山、光洋台、	別記2及び 4のとおり
伊珠区第 1号	松山市柳原 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市柳原漁港北防波堤先端北側 点 ア Aから6度13分286メートルの点 イ Aから14度12分294メートルの点 ウ Aから29度29分146メートルの点 エ Aから13度41分131メートルの点	第1種区画漁業 (ひじき養殖業)	10月1日から翌6 月30日まで	団体漁業権	松山市浅海原、浅海 本谷、磯河内、猪木、 院内、牛谷、小川、 尾儀原、小山村、大 浦、大河内、大西谷、 片山、鹿峰、上難波、 鴨之池、栗井河原、 正岡神田、儀式、客、 九川、久保、小川谷、 河野高山、光洋台、	別記1及び 2のとおり	

伊区第2号	松山市柳原地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市柳原漁港南防波堤先端南側 点 ア Aから176度30分189メートルの点 イ Aから167度46分199メートルの点 ウ Aから182度28分542メートルの点 エ Aから185度29分536メートルの点	第1種区画漁業 (ひじき養殖業)	10月1日から翌6月30日まで	団体漁業権	立岩米之野、佐古、才之原、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、荻原、八反地、平林、府中、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、柳原、横谷及び和田	別記1及び2のとおり
-------	---------	--	---------------------	-----------------	-------	--	------------

伊区第3号	松山市宮野地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市宮野西防波堤西側付根から海岸沿い西へ300メートルの標識 B 松山市宮野東防波堤東側付根から海岸沿い東へ300メートルの標識 点 ア Aから松山市興居島琴引鼻見通し線とBから同市神浦フグリ岩見通し線との交点 イ Bから松山市神浦フグリ岩見通し410メートルの点 ウ Aから70度440メートルの点 エ Aから松山市興居島琴引鼻見通し340メートルの点	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	松山市中島大浦、小浜、長師、宮野及び神浦	善心寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、荻原、八反地、平林、府中、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、柳原、横谷及び和田	別記2のとおり
伊区第4号	松山市怒和島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市上怒和漁港北防波堤北側突端 B 松山市上怒和漁港南防波堤北側突端 点 ア AからB見通し70メートルの点 イ AからB見通し220メートルの点 ウ Aから266度255メートルの点 エ Aから291度112メートルの点	第1種区画漁業 (あわび垂下式・わかめ養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	松山市上怒和	別記2のとおり	
伊区第5号	松山市怒和島地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域	第1種区画漁業 (わかめ・こんぶ)	9月1日から翌7月31日まで	団体漁業権	松山市元怒和	別記1及び2のとおり	

伊区第6号	松山市怒和島地先	<p>基点 A 松山市怒和島草崎西端 B 松山市怒和島ホウ崎南端 点 ア Aから松山市下二子島西端見通し200メートルの点 イ Aから松山市津和地葦鼻見通し200メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 松山市元怒和旧西防波堤突端 点 ア Aから219度10分452メートルの点 イ Aから210度15分244メートルの点 ウ Aから196度19分274メートルの点 エ Aから211度18分469メートルの点</p>	<p>養殖業)</p> <p>第1種区画漁業 (あわび垂下式養殖業)</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>	<p>団体漁業権</p>	<p>松山市元怒和</p>	<p>別記2のとおり</p>
伊区第7号	松山市津和地島地先	<p>Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 松山市津和地島ググリ鼻南端 B 松山市津和地島メットリ鼻(仙波南鼻)南端 点 ア Aから松山市怒和島辨天鼻見通し線とBから同市二神島能崎見通し線との交点</p>	<p>第1種区画漁業 (ひじき養殖業)</p>	<p>9月1日から翌7月31日まで</p>	<p>団体漁業権</p>	<p>松山市津和地</p>	<p>別記1及び別記2のとおり</p>
伊区第8号	西宇和郡伊方町二名津地先	<p>Aア、アイ、イウ及びウAの4直線によって囲まれた区域。ただし、最大低潮時海岸線から50メートルの区域を除く。</p> <p>基点 A 西宇和郡伊方町二名津牛鬼碇 B 西宇和郡伊方町二名津ツジガウラ浜南端 点 ア Aから西宇和郡伊方町明神漁港第1防波堤突端北端見通し200メートルの点 イ Bから西宇和郡伊方町明神オヤクシ見通し310メートルの点 ウ Bから西宇和郡伊方町明神オヤクシ見通し130メートルの点</p>	<p>第1種区画漁業 (わかめ・こんぶ・ひじき養殖業)</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>	<p>団体漁業権</p>	<p>西宇和郡伊方町三崎地区</p>	<p>別記2のとおり</p>

別記

- 1 漁期終了後15日以内にすべての養殖施設を撤去しなければならない。
- 2 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- 3 操業にあたっては水底電線に支障をおよぼしてはならない。

4 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。